

# 第 16 回

## 岩手中部水道企業団議定会定例会

### 会 議 録

令和元年10月18日 開会

令和元年10月18日 閉会

岩手中部水道企業団



## 第16回岩手中部水道企業団議会定例会会議録

1 開会 令和元年10月18日 (金曜日) 午後3時01分

2 閉会 令和元年10月18日 (金曜日) 午後4時20分

### 3 議事日程

日時 令和元年10月18日 (金曜日) 午後3時01分開議

場所 花巻市交流会館 1階交流スペース

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 業務報告

第4 現金出納検査の報告

第5 一般質問

第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告  
について

第7 議案第8号 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算  
の認定について

第8 議案第9号 岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例等の一部を改正す  
る条例

第9 議案第10号 令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算(第1号)

第10 議案第11号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

### 4 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

### 5 出席議員(12名)

1番	横田	忍君	2番	若柳	良明君
3番	菊池	勝君	4番	平野	明紀君
5番	櫻井	肇君	6番	本舘	憲一君
7番	藤原	伸君	8番	佐藤	恵子君
9番	浅沼	有朋君	10番	及川	ひとみ君
11番	熊谷	浩紀君	12番	武田	勝君

### 6 欠席議員(なし)

## 7 会議録署名議員

9番 浅沼有朋君 10番 及川ひとみ君

## 8 説明のため出席した者

企業長 高橋敏彦君

副企業長代理  
(花巻市副市長) 長井謙君

副企業長 熊谷泉君

” 及川義明君

監査委員 高橋守君

” 戸來喜美雄君

局長 佐藤三千代君

技監 小田島敏之君

総務課長 木村仁君

経営企画課長 久保田幸喜君

給配水課長 小原良朋君

工務課長 八重樫和博君

浄水課長 及川賀生君

経営企画課課長補佐 照井秋彦君

## 9 構成市町出席者

北上市生活環境部長 齋藤賢也君

花巻市市民生活部長 布臺一郎君

紫波町建設部下水道課長 藤原信夫君

## 10 職務のため議場に出席した職員

書記  
(総務課課長補佐) 平賀聡樹君

書記  
(総務課総務係長) 菅原健志君

午後 3時01分 開会

○議長（武田 勝君） ただいまの出席議員数は12名であります。

定足数に達しておりますので、これより第16回岩手中部水道企業団議会定例会を開会いたします。

---

午後 3時01分 開議

○議長（武田 勝君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事は、お手元に配付しております議事日程により進めます。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（武田 勝君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第36条の規定により、議長において指名いたします。

9番浅沼有朋議員、10番及川ひとみ議員を指名いたします。

---

### 日程第2 会期の決定

○議長（武田 勝君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日1日間といたします。これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日間と決定いたしました。

---

### 日程第3 業務報告

○議長（武田 勝君） 日程第3、業務報告について、企業長から発言を求められておりますので、これを許します。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 第16回岩手中部水道企業団議会定例会の開会に当たり、業務報告を申し上げます。

初めに、千葉県を中心に非常に広範囲かつ大規模な停電などをもたらした9月の台風15号により、また東日本を縦断し各地で洪水被害・土砂災害をもたらし、本県では初めて大雨特別警報を14市町村に発表する記録的豪雨となった台風19号により、それぞれ甚大な被害を受けられました皆様に対しまして心よりお見舞い申し上げますとともに、一刻も早い復旧・復興を願う

ものであります。

また、台風19号による企業団圏域内の水道施設への被害は幸いにもございませんでしたが、県内では沿岸部の市町村を中心に水道施設の被害がございました。そのうち、宮古市重茂地区などでの断水に伴い、日本水道協会岩手県支部より応援要請がありましたので、10月15日から17日までの3日間、第1次応援隊として給水車1台と応援職員2名を派遣し、応急給水活動を行ったところであります。なお、現在も宮古市の一部地域で断水状況にあることから、引き続き応援要請があり次第、応援隊を派遣できるよう体制を整えているところであります。今後とも、応援要請に迅速に対応していく所存であります。

次に、今年度の水道広域化促進事業の進捗状況についてであります。本事業は、統廃合計画により必要な施設を整備する統合関連事業と、耐用年数を超過した水道施設を更新する経年施設更新事業の2事業から構成されております。本年度は、5月に10億7,596万円の補助金内示を受け、順次工事を発注しているところであります。9月末現在では、繰り越し分も含めて、統合関連事業は予定している26事業のうち22事業を発注済みであり、残り4事業についても準備が整い次第、発注を進めてまいります。

また、経年施設更新事業は、予定している65事業のうち47事業を発注済みであり、残り18事業についても準備が整い次第、発注を進めてまいります。今後の工事発注に当たりましても、工事の安全に万全を期し、年度内の完成を目指してまいります。

以上を申し上げまして、業務報告とさせていただきます。

○議長（武田 勝君） ただいまの報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第4 現金出納検査の報告

○議長（武田 勝君） 日程第4、現金出納検査の報告を行います。

書記をして報告書の朗読をさせますが、報告書の題名と検査の結果のみを朗読させます。書記。

○書記（総務課総務係長）（菅原健志君） 現金出納検査の報告をいたします。

岩手中部水道企業団水道事業会計令和元年7月分及び8月分、現金出納検査の結果について。検査の結果。会計処理は、会計諸原則に基づいて行われており、諸帳簿、関係伝票、証憑書類及び指定金融機関等の現在高をそれぞれ照合した結果、いずれも正確であり、出納事務はおおむね適正に行われていると認めた。以上であります。

○議長（武田 勝君） ただいまの現金出納検査の報告に対する質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

---

## 日程第5 一般質問

○議長（武田 勝君） 日程第5、一般質問を行います。

通告に従い、質問を許します。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 台風19号によって犠牲になられた方に改めて哀悼の意を表し、御遺族の皆様、被災された皆様にお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復旧・復興を願うものであります。

今回の台風では、岩手県内でも初めて大雨特別警報が発令されるなど、過去に経験がない災害への懸念の広がり、また、当企業団においても危機管理センター整備を進めており、危機発生時の対応について必要な準備、対応を検証する機会となったのではないかと思います。また、企業団として沿岸被災地へ応急給水の応援に加わられているとのことであり、職員の皆さんに改めて敬意と感謝の意をあらわしたいというふうに思います。

通告に従いまして、契約制度改革について質問いたします。

1点目は、低入札価格調査制度についてです。

地方公共団体における工事、製造、その他についての請負契約においては、公正な競争と適正な履行の確保、ダンピング対策として低入札価格調査制度、最低制限価格制度が導入され、各団体では、国からの要請、情報提供に基づき基準を定め、入札・契約の適正化に取り組むこととされています。

当企業団においても、低入札価格調査試行取扱要領を施行し、低入札価格調査制度が平成27年4月から試行されています。低入札価格調査制度、最低制限価格制度は、手抜き工事等による質の低下、下請業者へのしわ寄せ、工事等による従事する者の労働条件の悪化、安全対策の不徹底等を防止するために行われるものであり、重要なのは、対象とする工事の範囲や基準価格の設定ルール、入札額が基準価格を下回った場合の調査の実施など、適正な運用の確保が重要であり、どのように運用されているのかが重要です。

そこで伺います。

平成27年度からの試行の状況はどうなっているのでしょうか。地方公共団体によっては、対象となる業務として、設計、コンサル以外の業務にも適用を拡大している団体もあります。また、

低入札価格調査制度においても、調査方法や判断基準も団体によって運用が異なっていますが、企業団として、現状における課題や見直しの考えはないか。現在、試行5年目ということですが、今後も試行を続けるのか、本格実施に移行する考えはないか、お伺いします。

2点目は、公契約条例の制定についてです。

平成21年7月に公共サービス基本法が施行され、第11条で、国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保、その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講じるよう努めるものとする規定され、これを受けて、平成21年9月に、全国で初めて千葉県野田市で公契約条例が制定されて以降、全国の自治体で条例化の動きが広がっています。岩手県内においても、岩手県が平成27年4月から段階的に施行、花巻市では平成30年4月、北上市ではことし4月からそれぞれ施行されています。

公契約条例は、公契約で発注する業務に携わる労働者の処遇にとどまらず、公共工事、公共サービスの質の確保、地域経済及び地域社会の活性化なども目的とされており、当水道企業団においても制定を進めるべきと考えており、次の点について見解をお伺いします。

企業団として、公契約条例を制定する考えはお持ちではないでしょうか。県内でも、先ほども申し上げましたが、県のほか、企業団構成市である花巻市、北上市においても条例制定が進んでいることについて、どう捉えているのでしょうか。当企業団においては、広域統合後の広域化促進事業、老朽管更新事業など、工事件数、契約高が高水準で推移しており、また料金業務、施設管理等、年々委託業務が拡大している中で、住民の暮らしに欠かせない水道事業の質、委託先や請負先の従事者の労働条件を確保するため、公契約条例を早期に制定し、業務品質の確保に取り組むべきと考えますが、御所見を伺います。

○議長（武田 勝君） 企業長。

○企業長（高橋敏彦君） 平野明紀議員の御質問にお答えいたします。

初めに、低入札価格調査について申し上げます。

まず低入札価格調査については、岩手中部水道企業団低入札価格調査試行取扱要領に基づき、平成27年度から実施しているものであり、企業団が発注する建設工事及び業務委託の契約締結に当たり、公正な競争と品質及び適正な履行を確保するために調査を行っているものであります。

平成27年度からの試行による実施状況についてであります。平成30年度までの4カ年度で、建設工事401件に対して調査対象は81件、そのうち低入札価格調査を実施したものが5件ございました。また、同じくコンサルタント業務については、82件に対して調査対象が38件、低入

札価格調査を実施したものが7件ございますが、全ての調査実施案件について、公正な競争と品質及び適正な履行の確保が見込めるものと判断し、局長を委員長とする指名業者選定委員会での承認を経て、契約締結に至ったところであります。

また、現状における課題あるいは見直しについてでございますが、これまでの調査試行において、成果品の品質低下や契約内容の適切な履行に問題がある案件は認められておりませんが、さらに構成市町及び他事業体の実施状況について精査してまいりたいと考えているところであり、調査分析を進め、来年度は本格実施について検討してまいります。

次に、公契約条例の制定について申し上げます。

企業団におきましては、岩手中部水道企業団低入札価格調査試行取扱要領に基づき、企業団の発注する建設工事及び業務委託の契約締結に当たり、公正な競争と品質及び適正な履行の確保に取り組んできたところであり、低入札価格調査の本格実施が決まり次第、公契約条例の制定についての検討に着手してまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは再質問いたします。

低入札価格調査試行取扱要領によって今運用されているということでの御答弁ですけれども、ちょっとその内容について、幾つかお伺いをいたしたいと思います。

この要領の中では、対象工事等について、工事とコンサルタント業務委託については限定をされているというふうなことでありますけれども、限定している理由、根拠というのは何でしょうかというふうなことでお伺いをいたします。つまり、ほかの企業団としては、料金業務とか、あるいは施設管理等、大きな契約額の委託業務等もあるというふうに思いますけれども、その点に絞っていることについてお伺いをいたしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

平成27年度より試行を行っておりますが、その試行の段階で、周辺の事業体であるとか、また全国、参考にさせていただきました。その中で、工事あるいは建設コンサルタントに限るところがあったものですから、企業団についてもそのような取り扱いとしております。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 確かに北上市は工事とコンサルタント業務ということで限っていますし、花巻市は工事のみというふうなことになっていると思いますけれども、全国的に例を見ますと、いわゆる他の例えば清掃業務であるとか、管理業務とかというふうなところで実施をさ

れている自治体もあるようであります。これは恐らくですけれども、今回のというか、低入札価格調査、もともとは総務省、あるいは今で言う国土交通省のそうした工事品質の確保というところから始まっているというふうなところで、恐らくそうした工事とか、あるいは建設コンサルタントにかかわるところに限定をしているということなのかなあというふうに、私なりにちょっと解釈をしておりますけれども、ただやはりこの制度の趣旨というところからいきますと、これは後で再質問いたします公契約条例にも通じるものがありますけれども、やはり業務を限定する必要といたしますか、業務品質を確保するという意味で言えば、他の委託業務、そうした施設管理等々というふうなところにも当てはまるのではないのか、というふうに思いますが、その点についていかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

その点につきましては、これからの検討材料とさせていただいて、本格実施に向けて検討を進めたいと考えてございます。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） あともう一点、対象工事の範囲として、工事で5,000万円以上、設計額ですね。コンサル業務で1,000万円以上ということで要領の中には記載をされておりますが、その範囲にしているのはなぜかというふうなところ、もっと広く対象にしてもいいのではないかと、これは北上市、花巻市の例を見ても、もっと広い対象とされているようでありますけれども、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

これにつきましても、試行の段階で他の事業体を調査させていただきました。試行の段階では、この金額については3,000万円であるとか、1億であるとか、そういったことから試行をスタートさせている事業体が多かったものですから、当企業団については、工事については5,000万円ということにさせていただきました。本格実施されている団体については、工事130万円以上とか、かなり低額での審査対象になっておりますので、これについても本格実施の際に検討を進めてまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 先ほど、調査対象となった件数について答弁の中でありました。いわゆる不適切な品質に問題があるというふうなところで結果に至ったところは全くなかったとい

うようなところでありましたけれども、再度、その点についてちょっと2つほど確認をしたいと思えます。

再度のこれは確認ですけれども、要領の中では失格基準についても定められていますけれども、失格となった案件はないというふうなことの理解でよろしいのかというふうなこと、あと調査に至った案件のうち、その調査が十分に行われているのかというふうなところについて、従業員の賃金実態とか、労働者保険への加入状況などについて、把握などされているものかどうかというふうなところについてお伺いしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 調査についてのお尋ねでございますが、まず失格となった案件はございません。調査につきましてですが、調査については対象事業者から資料の提出を求めまして、その資料をもとに直接事情聴取等々を行いまして、その結果として失格となったものはないということでございますし、その中で労働者の確保の計画であるとか、配置計画であるとか、先ほどお話にありました労働者の社会保険の状況であるとか、そこまでは調査の時点では行っておりませんが、工事の監督、進行管理の中で、下請調書であるとか、施行体制とか、チェックする要領はございますし、また検査のときにも、その点については確認を行っております。以上です。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 恐らくそうだろうというふうに思えます。多分、一つ一つそこまで調査するのは確かに無理があるといえますか、難しい部分があるんだろうというふうに思えますけれども、ちょっと先ほどの答弁では、公契約条例については、今回の低入札価格調査、必要な見直し、本格実施というふうなこととあわせて今後検討していくというふうなことでの御答弁をいただきました。ぜひ、これは恐らくつながるというか、既に実施している自治体等ではリンクさせた形で、そうした工事や、あるいはさまざまな契約に係る質の確保とか、あるいは、そこで働く従業員の労働条件の確保ということで取り組まれているというふうに思えますけれども、ぜひそういった意味で、公契約条例については、やはりそこで働いている労働者の処遇なり、あるいはそうした労働法規とか、労働基準がしっかり守られるというふうなところがポイントとなる中身でもあるというふうに思えますので、ぜひ早期にその点を検討いただいて、早期に制定されるよう進めていただきたいというふうに思いますが、現時点でスケジュール的なものについては示せるものがあるのか、お伺いをしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

公契約条例のスケジュールでございますが、今まだ具体的にお話しできる段階ではございません。先ほどもお話し申し上げましたが、低入札価格調査についても、まず制度を確立した上で、さまざまな条例であるとか、取り扱いが整った上でないと、公契約条例との関連等が出てまいりますので、それらを整理した上での公契約条例の制定というふうに考えてございます。

○議長（武田 勝君） 以上で、4番平野明紀議員の質問を終結いたします。

---

#### 日程第6 報告第2号 地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について

○議長（武田 勝君） 日程第6、報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告についてを議題といたします。

報告書の朗読を省略し、直ちに説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました報告第2号、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく資金不足比率の報告について、提案の理由を申し上げます。

これは、同法第22条第1項の規定に基づき、地方公営企業を経営する地方公共団体の長、いわゆる企業長は、前年度決算における資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を監査委員の審査に付し、その意見をつけて資金不足比率を議会に報告するものであります。

資金不足比率は、事業の規模、いわゆる営業収益に対する資金の不足額の割合で求められるものでありますが、当企業団では資金不足額はないということを報告するものであります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

---

#### 日程第7 議案第8号 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について

○議長（武田 勝君） 日程第7、議案第8号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第8号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定について、提案の理由を申し上げます。

決算書 1 ページの事業報告書でございますが、平成30年度は水道ビジョンの実施施策の着実な実現に向けて、前年度に引き続き生活基盤施設耐震化等交付金を活用した水道施設適正化事業及び更新事業や、有収率向上のための漏水調査などの取り組みを進めました。

また、水道施設適正化事業においては、花巻市石鳥谷町地内の館山配水幹線整備事業や戸塚森配水池送水施設建設事業を行ったほか、更新事業といたしまして、高円万寺浄水場北上川水源地の取水及び導水ポンプ等の更新工事を行い、水道水の安定供給に向けた整備を進めたところ です。

有収率は、昨年度に比較して1.4ポイント増の86.0%となりました。これは、漏水調査の強化及び老朽管更新事業の成果であります。類似団体や全国平均に追いつくべく、引き続き有収率向上への取り組みをより強化していかなければなりません。

平成30年度は企業団統合 5 年目に当たり、これまでの企業団の取り組みについて、統合による効果の検証及び大規模事業の評価を行うため、第三者による外部評価を実施いたしました。外部評価報告書におきましては、統合による効果の評価は、全12項目中 7 項目が「統合後、大きな効果があらわれている」、残り 5 項目が「統合後、ある程度の効果があらわれている」と総合的に高い評価をいただきましたが、同時に課題や改善方策等の助言もいただいたことから、今後の企業団の事業運営に生かしていくとともに、今後も安全でおいしい水を利用者に安定供給するため、安全、強靱、持続の基本理念のもと、水道事業運営に取り組んでいく所存であります。

次に、業務の状況であります。給水戸数は 9 万 1,391 件で、前年度に比較して 2,300 件、率にして 2.6% の増、給水人口は 21 万 2,314 人で、前年度に比較して 1,413 人、率にして 0.7% の減、給水区域内人口に対する給水普及率は、昨年度と同じ 96.8% となっております。

また、総配水量は、前年度に比較して 1.7% の減、有収水量は 0.1% の減となり、有収率は、先ほども申し上げましたが 86.0%、前年度に比較して 1.4 ポイントの増となっております。

次に、建設改良工事の状況であります。原水及び浄水施設整備事業として片寄配水池小水力発電施設実施設計を行ったほか、大迫地区浄水場薬注設備改良工事及び高円万寺浄水場急速系フラッシュミキサー設置工事等を施工しております。

また、配水及び給水施設整備事業として、天下田地内配水管布設工事及び桔梗田地区配水管布設工事のほか、水路改修や道路改良、下水道工事に伴う配水管移設工事、消火栓設置等を施工しております。

水道広域化促進事業では、統合関連事業として古館水管橋架設工事や館山配水幹線布設工事

及び戸塚森配水幹線布設工事、大明神浄水場築造工事等を施工したほか、経年施設更新事業として耐用年数を経過した機器や制御盤等の更新工事、老朽管の更新工事を施工しております。

さらに、営業設備費として、更新時期を迎えた水質検査機器の更新や業務用車両、職員の事務用ノートパソコンの更新など、業務に必要な機器等の購入を行っております。

次に、漏水対策の状況であります。通常行っている夜間流量監視のほか、路面音聴調査、流量測定調査及び戸別調査を実施し、325件の漏水箇所を発見し、その修繕に努めたところがあります。

次に、経営収支の状況であります。収益的収支は、水道料金激変緩和調整額などによる給水収益の増、加入金等その他営業収益の増等により、事業収益が59億8,404万1,693円となりました。

また、事業費用は、検満量水器交換数量の減少、企業債に係る支払利息の減等により53億4,310万6,178円となり、その結果、6億4,093万5,515円の純利益を計上しております。

資本的収支は、企業債、国庫補助金等の増により収入総額が35億100万164円となりました。また支出総額は、国庫補助金の増に伴い建設改良費が増加したこと等により62億1,471万8,343円となり、その結果、収支差引不足額は27億1,371万8,179円となりましたが、これを過年度分損益勘定留保資金等で補填しております。

3ページの(2)の議会議決事項は、議決、認定賜りました11件を記載しております。

4ページの(3)行政官庁認可事項から、(5)料金その他供給条件の設定、変更に関する事項までは説明を省略いたしまして、5ページ、2. 工事につきましては、7ページまで1件1,000万円以上の建設改良工事68件を記載しております。

以下、8ページの3. 業務から11ページの4. 会計までに記載しております内容は、地方公営企業法施行規則に定められた事項について記載しております。

次に、決算報告書であります。16ページには収益的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款水道事業収益は、決算額が63億9,122万1,162円で、予算額62億8,545万1,000円に対して、1億577万162円の増となっております。

支出の第1款水道事業費は、決算額55億2,524万2,093円で、前年度からの繰り越しを加えた予算額60億5,522万円に対して、5億2,997万7,907円の不用額となっております。

詳細につきましては、28ページから34ページに内容を記載しております。

18ページには、資本的収入及び支出の決算額を消費税込みで記載しております。

収入の第1款資本的収入は、決算額35億100万164円で、前年度からの繰り越しを加えた予算額49億3,725万9,000円に対して、14億3,625万8,836円の減となっております。

支出の第1款資本的支出は、決算額62億1,471万8,343円で、前年度からの繰り越しを加えた予算額87億2,062万6,000円に対して、次年度への繰越額21億3,808万6,000円を除いて3億6,782万1,657円の不用額となっております。

詳細につきましては、35ページから37ページに内容を記載しております。

次に、21ページの損益計算書であります。当年度純利益は6億4,093万5,515円となっております。

次に、22ページの剰余金計算書であります。資本金、剰余金の当年度末残高をそれぞれ記載しております。

次に、剰余金処分計算書であります。当年度末処分利益剰余金6億4,093万5,515円全額を議会の議決による処分とし、減債積立金へ積み立てることにつきまして、地方公営企業法第32条第2項の規定により議決を求めるものであります。

24ページからは貸借対照表、27ページにはキャッシュ・フロー計算書、38ページ、39ページには固定資産明細書、40ページからは企業債明細書をそれぞれ記載しております。これらにつきましては説明を省略させていただきます。

以上、平成30年度の決算の概要について御説明申し上げましたが、利益剰余金の処分の決定とあわせまして、よろしく御審議の上、原案のとおり認定を賜りますようお願い申し上げます。

**○議長（武田 勝君）** 続きまして、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査についての報告を行います。

書記をして決算審査意見書の朗読をさせますが、朗読は第4. 審査の結果までとし、第5. 審査の概要以降は朗読を省略します。書記。

**○書記（総務課総務係長）（菅原健志君）** 平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算審査について報告いたします。

決算審査意見書及び本日お配りいたしました議案正誤表をあわせてごらんください。

第1. 審査の対象。

平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計決算。

第2. 審査の期日。

令和元年6月25日、7月25日、8月27日及び9月25日。

第3. 審査の方法。

審査に当たっては、次の点に重点を置き、総合的に審査した。

1. 事業の運営が当初の目的に対して計画どおり進んでいるか。
2. 審査に付された事業報告書、決算報告書、財務諸表及び決算附属書類（以下「決算書類等」という。）が証拠書類に基づき計数に誤りがなく、地方公営企業法等関係諸法令（以下「法令」という。）に準拠して調製されているか。
3. 事業が合理的かつ効率的に運営されているか。
4. 会計事務が適法な手続によって処理されているか。
5. 予算の執行は、適正に行われているか。

なお、審査は、諸帳簿のほか、例月現金出納検査などを参考にし、必要に応じて関係職員の説明を求め実施した。

#### 第4. 審査の結果。

1. 決算書類等は法令の規定に準拠して調製されているものと認めた。
2. 決算書類等に記載された金額は、会計伝票、諸帳簿及び証書類等と符合し、計数的に正確であると認めた。
3. 事業の経営成績及び財政状態は、適正に表示されているものと認めた。
4. 予算執行についてはおおむね適正であり、運営についても公営企業の基本原則にのっとり、適正に執行されているものと認めた。

以上であります。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はございませんか。4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） それでは、決算書の内容について、4点についてお伺いをいたします。

まず1ページのところですけれども、有収率1.4ポイント改善をして86.0%ということで、すばらしい結果であるというふうに思います。敬意を表したいと思います。この有収率について、それぞれ市町ごとの有収率、わかりましたらば教えていただきたいと思います。

あと、4ページのところに、職員に関する事項ということで、30年度末70人ということで2名の欠員が生じているというふうな状態だというふうに思います。今年度は、この部分は解消されているというふうに伺っておりますけれども、昨年度の職員の時間外・休日勤務などの実績についてわかりましたらば、ちょっとデータを教えていただきたいと思います。

あと、9ページのところに、事業収入に関する事項で、受託工事収益、前年比80.5%マイナスとなっているんですけれども、これは何か特殊事情があつてであつたか、ちょっとわからな

いので、教えていただければというふうに思います。営業収益のところの受託工事収益、マイナス80.5%ということになっていますが、ちょっとその要因というか、何か事情があったのかというところを教えていただきたいと思います。

あとは13ページ、昨年度実施した委託事業のところ、北上川浄水場耐震診断業務委託というふうに行われているというふうなことですけれども、今年度、先日の企業団のホームページを見ますと、耐震化の実施設計についてどうも入札が行われるようでありましてけれども、この耐震診断の結果がどうだったのかというところについて、ちょっと教えていただきたいと思えます。以上です。

○議長（武田 勝君） 技監。

○技監（小田島敏之君） 私のほうから、有収率についてお答えします。

北上市91.2、前年比0.3ポイントの増。花巻市83.1、前年比2.1ポイントの増。紫波町80.7、前年比1.9ポイントの増、全域で86%となっております。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 私からは、時間外の実績について申し上げます。

時間外・休日合わせての数字でございますが、平成30年度の合計時間でございます。5,766時間ございまして、29年度よりも200時間ほど減少しているというところでございます。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） 受託工事の関係でございますが、当初予算に計上する場合、はっきりした来年度ここをすとかというのは、情報は入っておるんですけれども、なかなか市町の状況ですとか、当初予定しておったものが次年度に移行ですとか、そういうようなものがございまして、最終的に収入が減ったということでございます。

同じように、支出のほうの受託工事費のほうを見ていただきますと、9ページの(3)の事業費に関する事項というところの受託工事費につきましても、前年度と比較しまして68.2%の減ということでございますので、ここは相殺という格好で御了解いただければと思います。

○議長（武田 勝君） 浄水課長。

○浄水課長（及川賀生君） それでは、私から北上川浄水場耐震診断の結果について御説明いたします。

昨年度、耐震診断を浄水施設では浄水池、急速ろ過池、混和池、そして建築物においては管理棟、浄水棟、ろ過池建屋等を診断しております。それぞれ課題が見つかったわけですが、北上川浄水場につきましては、あそこは県企業局の工業用水と一緒にやっているという施設でござ

ざいまして、共有施設等もありまして、企業局と相談しながら耐震化を進めているわけですが、企業局との合意内容といたしましては、人的被害が想定される管理棟についてのみ、今年度委託設計を発注し、耐震化に向けた工事を進める予定としております。以上でございます。

○議長（武田 勝君） 4番平野明紀議員。

○4番（平野明紀君） 2点、ちょっと再質問したいと思います。

職員時間外勤務の関係ですけれども、昨年、29年度よりも200時間トータルで減っているということですが、1人当たりの最高の時間数では把握されているものか。というのは、今年度から働き方改革関連法も施行されているわけですけれども、その辺のところ、データがわかりましたら教えていただきたいと思います。

あと、北上川浄水場の耐震の関係ですけれども、今、管理棟が県企業局との協議の上、今年度から実施をするということでの御説明ですけれども、ほかにも施設、問題があったところがあるという御説明でしたけれども、それらについてはどうなる見通しなのかというふうなところを、再度説明を求めたいと思います。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） 時間外のご覧でございますが、大変申しわけありません。月別の最高時間というのは押さえてはございませんが、年間ですと、1人、個人での最高が260時間ということだけ申し上げます。

○議長（武田 勝君） 浄水課長。

○浄水課長（及川賀生君） それでは、北上川浄水場の耐震化について御説明いたします。

その他の施設につきましても耐震の必要性はございますが、やはり企業局との合意形成を図りながら耐震化を進めてまいりたいと考えております。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんか。5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 私からは1点伺いたいします。

それは、当該年度において、老朽管の更新については計画の何%ほどの進捗状況になっていたのかということをお願いします。

○議長（武田 勝君） 工務課長。

○工務課長（八重樫和博君） 何%というところでは押さえておりませんが、30年度の北上市の老朽管更新工事でありますけれども、5,912メートル施行しております。花巻市については7,227メートル、それから紫波町については3,398メートル施行しております。合計で1万6,537メートル施行しております、合計としましては、26年からの累計でございますけれども

も、91.7キロメートル、老朽管更新工事を施行したところでございます。パーセンテージについては、ちょっと押さえておりませんでした。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） そうしますと、この老朽管という捉え方ではありますが、計画してということではないようなんですが、気づいたところからやっていくということなのか、ちょっとその辺のことわかりませんので、お伺いしたいと存じます、この機会に。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 老朽管更新というのは、40年を経過したものに対して、なおかつ漏水箇所が多発しているのを優先順位に整備していますので、平成30年度末管路施設延長としては全体で2,812.1キロありますが、そのうち塩ビ管が1,120キロで、石綿セメント管が12.2キロあります。よって、本来であれば、これを全てやるべきなんですが、いわゆる計画的に整備をしているという状況です。以上です。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 老朽管の概念というのはよくわかりました。

次にお聞きしようと思ったのはそのことなんです。いわゆる鉛管、石綿管、これは最優先で更新しなければならないというふうに思うんですが、そうしますと、まだ残っているということでお聞きいたしました。これを更新するというめどは立っておるのでしょうか。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 老朽管更新で、先ほど説明したとおり、漏水箇所多発及び石綿をメインで整備を進めていく方向でお願いしております。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 最後にお聞きいたします。それでは、鉛管のほうは、残は幾らあるんでしょうか。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） 大変申しわけありません。この場には、ちょっと鉛管の資料をお持ちしていませんでしたので。済みません、不明です。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） わかるような気はします。半世紀も前の話ですからね、わかるような気はしますが、しかし、大変気にしているところでございますので、その辺のところを情報収集して、石鳥谷出身の私が言うのもなんですが、よろしく申し上げます。以上です。

○議長（武田 勝君） 給配水課長。

○給配水課長（小原良朋君） とりあえず、今、鉛管更新について延長は押さえてはおりませんでした。メーターの前後で漏水があるたびに、例えば、メーター手前で漏水があって、それはほぼ鉛管の漏水が多いので、その際は、工事費はこちらでもって、宅地側の鉛管も部材だけお願いして、修繕しているような格好をとっております。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第8号、平成30年度岩手中部水道企業団水道事業会計利益剰余金の処分及び決算の認定についてを採決いたします。

本件は原案のとおり認定することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### 日程第8 議案第9号 岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例等の一部を改正する条例

○議長（武田 勝君） 日程第8、議案第9号、岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例等の一部を改正する条例を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第9号、岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例等の一部を改正する条例について、提案の理由を申し上げます。

この条例は、地方公務員法の改正による会計年度任用職員制度の創設に伴い、各種条例の改正を行うほか、所要の改正を行おうとするものであります。

なお、施行日は令和2年4月1日からとするものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はありますか。5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 5番櫻井肇であります。

正規職員、それから臨時及び非常勤職員、それぞれの職員数は現在どうなっているのか、この人数をお聞きします。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

令和元年9月末現在でございますが、正職員が65名、再任用職員が7名、非常勤職員が16名、臨時職員が4名となっております。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） この機会にお伺いしますが、会計年度任用職員という制度が始まるわけですが、これによって経費の負担増というのは生じませんか。その辺の見通しについてお伺いいたします。

○議長（武田 勝君） 総務課長。

○総務課長（木村 仁君） お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、経費の負担増というのは予想されております。試算でございますが、単純に今の人数が会計年度任用職員に移行した場合でございますが、年間で1,000万ほど増加する見込みとなっております。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第9号、岩手中部水道企業団人事行政運営等の状況の公表条例等の一部を改正する条例を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

日程第9 議案第10号 令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）

○議長（武田 勝君） 日程第9、議案第10号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を議題といたします。

議案の朗読を省略し、直ちに提案理由の説明を求めます。局長。

○局長（佐藤三千代君） ただいま上程となりました議案第10号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）について提案の理由を申し上げます。

予算第2条の債務負担行為であります。危機管理センター整備設計業務委託につきまして、期間及び限度額をそれぞれ設定し、追加しようとするものであります。これは、危機管理センター整備の早期着工に向けて、本年度中に設計業務を発注することとし、その履行完了が令和2年度になると見込まれることから、2カ年の債務負担行為を設定するものであります。

よろしく御審議の上、原案のとおり議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） これより質疑に入ります。質疑の方はございませんか。5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 5番櫻井肇であります。

これが議決されますと、これは委託先を選定するということになるわけですが、この選定方式はどうするのか。いわゆる競争入札ということになるのかどうか。それから、だとすれば、入札の時期はいつごろになるのかということをお伺いいたします。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

契約の方法、発注の方法につきましては、条件つき一般競争入札を予定してございます。発注の時期につきましては、今議会で御承認いただいた後、速やかに公告をして入札準備に入りたいと考えております。以上です。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君） 初めてのこういう工事で、たった一つの工事なものですから、あえてお聞きをしたわけですが、いよいよこれから危機管理センターが具体的な形をもって進めるということになるかと思えます。いよいよです。

それで、この機会に考え方を伺いいたしますが、この建設に当たっては、ちょっと特殊な部分があるのではございますが、可能な限り、構成する市町の中に存在する業者を優先すると、今後の課題ですが、こういうふうなことをやるべきなのではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） お答えいたします。

先ほど、条件つき一般競争入札とお答えいたしましたので、その条件の中に、当然今回の発注につきましては、コスト削減方策ですとかを含めまして、圏域内の業者には、まず条件つきという格好で公告したいと考えております。

○議長（武田 勝君） 5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君）　ところで、2月の定例会においては、この危機管理センターの建設費は、17億から24億円というお話がございました。それが、この前の議会全員協議会の御説明では数億円増えているでしょう。増えていない、ちょっとその辺のところ、まず確かめてから。

○議長（武田 勝君）　経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君）　お答えいたします。

議員がおっしゃっているのは、恐らくなんですけれども、2月にお示しした部分につきましては、3つの案ということでお出ししておりました。その中で、外部評価委員会の報告を含めまして、構成市町さんと改めて協議を進めまして、最終的に第1案という格好に落ちついたわけですが、その第1案の概算事業費が約24億ということがございますので、増えているというわけではございませんので、御了承いただきたいと思います。

○議長（武田 勝君）　5番櫻井肇議員。

○5番（櫻井 肇君）　大変失礼をいたしました。私、慌て者なもんですから、御容赦願いたいと存じます。

一番お聞きしたいことは、この危機管理センターの建設において、この前は、企業団の単費で賄うということでしたが、この急激な人口減少の中でちょっと事情が変わったということで、途中で構成自治体の負担、あるいは水道料金の引き上げというような事態は起こらないでしょうねということ、ここがやっぱり一番気になる場所なので、確認したいと思います。

○議長（武田 勝君）　経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君）　お答えいたします。

まず構成市町への出資金の関係でございますが、総務省の繰り出し基準によりまして、構成市町のほうにお願いする出資金というのは、国庫補助金で整備した事業に係る3分の1というのがルールでございます。今回の危機管理センターにつきましては、国庫補助は入れませんので、構成市町からの出資金をお願いするということはありません。

もう一つは、住民の水道料金の件でございますけれども、今、水道ビジョンが5年たちましたので、今見直しの作業をしているところで、その中で財務シミュレーションをしております。水道ビジョンの中では、令和7年度までシミュレーションをかけておりますけれども、さらに5年先まで見通しておりますが、その中には、その24億、シミュレーションの中に入れたとしても欠損は起きないと、純利益は出るというようなシミュレーションでございますので、その期間については水道料金の値上げというのは考えてございません。以上です。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんか。10番及川ひとみ議員。

○10番（及川ひとみ君） 10番及川です。

危機管理センターがいよいよ業務委託ということで補正にかかってまいりましたので、この危機管理センターのことを、ちょっともう一度確認したい部分があります。

前回の全協の資料の中で、水質を検査するのが、非常に項目が多くなって、それで危機管理センターで平常時に検査をするということですが、そうすると、今までやっていた部分での検査というのは、全部こちらに移動してやれるものになるのかというのをまずお聞きしたいと思います。

それから、この危機管理センターなんですけれども、この危機管理センターを持ちながら、もう一つ、花巻市交流センターの中に企業団の事務所があるわけなんですけれども、この2つを統合するというを見込んでの危機管理センターになっていないのでしょうか。

2点お聞きしたいと思います。

○議長（武田 勝君） 浄水課長。

○浄水課長（及川賀生君） 水質検査センターの移設というか、新たにできる水質検査センターについて御説明いたします。

現在、岩手中部浄水場にある水質検査室でございますが、前回の全協で御説明したとおり、当初よりも検査項目が増えたということでございます。それで、本来であれば検査室でない場所も使って検査をしておりますが、新たにこの危機管理センターができました折には、水質検査室において、パーティション等を区切って20部屋ほどの部屋をつくりまして、それぞれに検査機器を設置して、今現在、検査項目である51項目の検査をする予定としております。以上でございます。

○議長（武田 勝君） 経営企画課長。

○経営企画課長（久保田幸喜君） 危機管理センターと、今、交流会館にある事務所の統合があるか否かという御質問でございますが、以前にも御説明しておるところでございますけれども、平常時の取り扱いといたしましては、危機管理センターのほうには品質管理部門が従事すると。ここにあります交流会館の事務所につきましては、営業本部という形で住民サービスの拠点として、これからもそういう2つでやっていこうというふうに考えております。

○議長（武田 勝君） そのほかございませんか。（挙手する者なし）

○議長（武田 勝君） これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論の方はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） これをもって討論を終結いたします。

これより議案第10号、令和元年度岩手中部水道企業団水道事業会計補正予算（第1号）を採決いたします。

本件は原案のとおり決することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第10 議案第11号 岩手中部水道企業団監査委員の選任について

○議長（武田 勝君） 日程第10、議案第11号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを議題といたします。

書記をして議案の朗読をさせます。書記。

○書記（総務課総務係長）（菅原健志君） 議案第11号、岩手中部水道企業団監査委員の選任について。

次の者を岩手中部水道企業団監査委員に選任することについて、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第39条の2第5項の規定により、議会の同意を求める。

住所、花巻市上小舟渡548番地。氏名、萬久也。生年月日、昭和31年9月14日生まれ。

令和元年10月18日提出、岩手中部水道企業団企業長北上市長高橋敏彦。

○議長（武田 勝君） 提案理由の説明を求めます。企業長。

○企業長（高橋敏彦君） ただいま上程になりました議案第11号の岩手中部水道企業団監査委員の選任について、提案の理由を申し上げます。

監査委員は、企業団規約第11条第1項において2人と定めており、同条第1項第3号において任期を4年と定めております。現職の2人の任期は令和4年3月31日となっておりますが、戸來喜美雄監査委員より令和元年10月18日付での辞職の申し出があり、地方自治法第198条に基づき、これを承認することとしたことから、新たに監査委員を選任しようとするものであります。

本議案で提案します萬久也氏は、昭和57年に東和町役場に採用され、老人保健施設華の苑事務長、東和総合支所市民サービス課長、議会事務局次長を歴任し、平成29年に会計管理者を最後に退職され、現在花巻市の監査委員をされており、長年にわたって培われた豊かな行政経験と人格、識見、人柄などいずれも適任と確信し、選任しようとするものであります。

何とぞ満場の御同意を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（武田 勝君） お諮りします。本件は人事案件でありますので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、これに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

これより議案第11号、岩手中部水道企業団監査委員の選任についてを採決いたします。

本件は原案のとおり同意することに御異議ありませんか。（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（武田 勝君） 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり同意されました。

---

○議長（武田 勝君） 以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって第16回岩手中部水道企業団議会定例会を閉会いたします。

午後 4時20分 閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

岩手中部水道企業団議会議長 武 田 勝

岩手中部水道企業団議会議員 浅 沼 有 朋

岩手中部水道企業団議会議員 及 川 ひ と み



